ベトナムの対外関係と人権問題

――「人権」と「民主化」をめぐる国内の論評を中心に――

中野亜里

はじめに
一　ベトナムにおける「人権」の理念
二　ベトナム批判への対応
三　世界人権会議とベトナム
おわりに

はじめに

今日、第三世界の人権と民主化をめぐる論議は環境問題と並んで地球レベルの課題と認識され、ポスト冷戦期の「西洋対非西洋」の対決という枠組みで論じられるようになった。(1) 一九九三年三月にバンコクで開催されたアジア人権会議では、人権の観念をめぐる欧米諸国と第三世界の立場の相違が浮き彫りにされた。このような趨勢は、アジアで社会主義路線を維持しつつ経済的門戸開放をはかるベトナムの内外情勢にも少なからぬ影響を及ぼした。本稿では、

ASEANへの参与で地域国家としての立場を確立する一方、アメリカとの関係正常化を求める過程で、人権と民主化をめぐってベトナム国内で展開された議論を検討し、対外環境との関係を考察する。

ドイ・モイ路線の下で外国資本の導入を進めるハノイ指導部にとって、人権と民主化をめぐる自国の政治・社会状況が諸外国に与えるイメージは重要であった。経済面での自由化が進むにつれ、政治面での民主化のなりゆきが諸外国から注目され、指導部もそのことをつとに意識するようになった。ベトナム共産党は、国営経済のほか集団経済、個人経済、私的資本主義経済、国家資本主義経済という多様なセクターからなる経済体制を選択し、個人の経済活動は大幅に自由化された。一九九一年一一月の党中央委第二回会議では、国営企業に対する国庫補助金制度が廃止され、一部国営企業の株式化を試みることも決定された(2)。このように経済の多元化が進む一方で、政治的には一党制が堅持され、政治組織や出版社、宗教団体などに対する統制が依然として厳しく行われている。

一九九二年から九三年にかけて、一連の政治的事件や思想・信仰の自由に関わる事件が国際的な注目を集め、民主化に逆行するベトナムのイメージを助長する結果になった。九二年一〇月には、反社会主義的映画を製作したとされる四名が有罪判決を受けたが、このことが「市民的権利および政治的権利に関する国際規約」に反するものとして国際人権団体から非難を受けた(3)。九三年二月の『ファー・イースタン・エコノミック・レビュー』誌は、政府転覆を企てたことで二〇年の重労働を課された政治囚について報じたが、同政治囚はアメリカ上・下院によってノーベル平和賞に推薦され、イギリスBBC放送によって「ベトナムのモラルの声」と呼ばれた(4)。三月に行われた反体制組織の指導者の裁判に対しては、やはり国際人権団体から国際基準に沿った公正な審議を求める要請が行われた(5)。同月にはまた、南部のホー・チ・ミン市で旧南ベトナム政府関係者らによる「武装蜂起」未遂事件が発生している。

さらに五月には中部のフエで仏教僧の焼身自殺をきっかけに仏教徒と人民委員会の対立する事件が起きた。諸外国がこれに関心を寄せたことにベトナム側も敏感に対応し、各新聞はキャンペーンを展開して事件の「真相」を公表し、

信教の自由が保障されていることを力説した。しかし、仏教徒と行政当局との対立事件は、七月には南部のブン・タウにも飛び火した[6]。思想・信条の自由など市民的権利に関わるこれらの事件は、ベトナムの社会状況に対する諸外国の評価を左右するものであった。

他方、アメリカはベトナム進出をねらう企業サイドの圧力によって、対越経済制裁を段階的に解除しつつあった。両国の間には、ベトナム戦争中の行方不明米兵・捕虜（ＭＩＡ・ＰＯＷ）問題が残されていたが、ＭＩＡの捜索に対するベトナム側の「人道的政策」がアメリカ側を納得させられるかどうかが解決の要であった。ＭＩＡの捜索に対し、ベトナム側は積極的な協力姿勢を維持したが、アメリカ側の人権外交に対しては、かつて同国がベトナムを侵略し、人道に悖る残虐行為を行った事実を指摘し、人道に背いているのはアメリカであるとする論評が展開された。

人権問題はさらに、海外在住ベトナム人（越僑）に対する政策の中でも重要な要素となった。ベトナム政府は、一方では外資導入政策の一環として越僑による故国への投資を奨励したが、他方では「亡命ベトナム人反動グループ」による反政府活動を警戒した。帰国した越僑の故郷での社会的活動がどの程度まで認められるか、彼らの市民権がどのように保障されるかは、政治面でのドイ・モイすなわち民主化の成果をはかる一つのバロメーターともいえる。

このような対外環境に置かれながら、ベトナム公刊紙誌による「人権」と「民主化」をめぐる論評は、大別して二つの側面から行われた。第一はこの問題に対する自国の理念を説明し、政策の正当性を主張するもの、第二は同問題を利用して国内政治に干渉する「敵」の勢力に反論・反批判を試みるものである。本稿はこれに基づき、第一章でベトナム革命が培った権利概念について考察し、第二章で「敵」勢力への対応を分析する。さらに第三章では、一九九三年六月の世界人権会議に同国がどのような姿勢で臨んだかを検討する。

本稿で取り上げるベトナム語文献には、「人間の権利（quyen con nguoi）」と「人権（nhan quyen）」という二通りの字句が登場する。法的な概念としては両者は厳密に区別されるべきであろうが、この時期の一般紙誌の論評は両者を

ほぼ同じ意味で用いているとみてさしつかえない。本稿ではできるだけ原文に忠実に訳し分けたが、原文が双方をほぼ同じ意味で用いている場合には、ともに「人権」の訳語を充てている。また、「ベトナム的な意味での人権」を意味する場合や「いわゆる人権問題」などのように特殊な意味で人権の字句を使用している場合には「　」を付すことにした。

なお、本稿はウィーンにおける世界人権会議の終了までを区切りとして、一九九三年七月半ばまでにベトナムで公表された諸文献を参考にしているが、それ以後の外交関係の進展と人権・民主化の論議については、『アジア研究』第四二巻第一号掲載の拙稿「ベトナムの『全方位外交』と人権論の発展」を本稿の続編として参照されたい。

一　ベトナムにおける「人権」の理念

ベトナム民主共和国の独立宣言は、その中でアメリカ独立宣言とフランス人権宣言の理念を引いた文言を用いている。一九九二年から九三年にかけてベトナムで展開された人権に関する論議の中では、この二つの宣言が同国の民族独立の理念に影響を与えていることがしばしば指摘され、独立宣言にこれらの文言を引いたホー・チ・ミンの視点の正しさが強調された(7)。ベトナム法の研究では、ホー・チ・ミンがアメリカ独立宣言を引用したのは、当時ルーズベルト大統領がインドシナを信託統下に置くことを構想していたことに対する牽制と抗議の意味を持っていたと考えられている(8)。これと同じように、現在の人権論議で各論者がフランス革命とアメリカ独立宣言の理念にしばしば言及するのも、自由・平等・民族独立の理念を育んだ両国がベトナムに対しては侵略者となり、民族独立を否定した過去を間接的に指摘していると考えられる。さらには、ベトナム人の権利を抑圧したアメリカやフランスにベトナムの国内問題に干渉する資格はないという、暗黙の抗議が込められている。

ベトナムの独立後に形成された人間の権利に関する概念として、「基本的な民族権」と「勤労人民の集団主人権」に触れておかなければなるまい。前者は、一九六五年四月に当時の北ベトナム首相ファン・バン・ドンが第三期第二回国会における演説で「ベトナム人民の基本的な民族権」として呈示したもので、全ベトナムの「平和、独立、主権、統一、領土保全」を求める主張である。この民族権に基づいて、同首相は南北に分断された国土の統一とアメリカ軍撤退の要求を掲げており、また南ベトナム人民が自決権を持つことも確認した。(9)

「勤労人民の集団主人権」の概念は、南北ベトナムの国家レベルの統一が実現した一九七六年に開催された共産党第四回大会の決議に盛り込まれている。この決議では、新たな段階に入ったベトナム革命の「唯一の戦略的任務」として、「社会主義革命を遂行し、迅速、強力かつ堅実に社会主義へと向かう」ことが規定された。(10) そして、その社会主義革命を完全な勝利に導く第一の条件として、「プロレタリア独裁をうち立て、たえず強化し、勤労人民の集団主人権を実現し、たえず発揮しなければならない」と記されている。(11) 決議はさらに、公民の権利と義務の関係について次のように規定している。「政治面での集団主人制度は義務と権利の双方を擁し、義務は権利と並行する。すべての公民は、労働の義務、国家の法律と集団生活の規則を尊重し履行する義務などを負う。(略)すべての公民はみな社会主義的自由民主の権利を十分に享受する」(12)

この大会の路線を法制化したものが一九八〇年の憲法であるが、同憲法は公民の基本的権利と義務(第五章)で次のように記している。「公民の権利と義務は、勤労人民の集団主人制度を体現しており、社会生活の諸要求と個人の真の自由とを調和的に結合しており、(略)国家と集団および個人の利益の一致を保障するものである。公民の権利は公民の義務と不可分である」(13)

「基本的な民族権」は南北ベトナムの統一をめざす闘争の過程で形成された概念であり、「勤労人民の集団主人権」は統一後の全土の社会主義化をめざして提起された概念である。これらに含まれている理念は以下のようにまとめら

れよう。すなわち、(1)ベトナム民族にとっての至上の権利は平和と独立、民族自決の権利である、(2)民族あるいは労働者階級という集団としての権利を保障することが個人の利益とも一致する、(3)公民の権利と義務は不可分である、というものである。周知のように、ベトナム共産党はその後一九八六年一二月の第六回大会でドイ・モイ路線をうち出し、社会主義化を急ぐ従来の方針を大きく修正した。後述するように、新たな路線に沿って現状と一致した法体系を整備するために、八九年以降は憲法の改正作業が進められ、その結果プロレタリア独裁と「勤労人民の集団主人権」の字句は憲法上から消えることになる。しかし、九二年以降の人権論争では、上記の諸点が再び強調され、各論者はベトナムにとっての「人権」を論ずる際にこれらの理念を基礎に据えるようになった。

ベトナムが国連人権委員会で初めての報告を行ったのは一九九〇年七月のことである。この時の報告は、主として戦争や自然破壊のない平和な環境で生きる人間の権利を主張したもので、発展途上国としての立場から語ってはいるものの、特に南北の対立を強調したり特定の国家への批判を込めたものではない。自国の人権状況に関しては、ドイ・モイの中の民主化や人権擁護の努力や、「平和と人類に対する犯罪および戦争犯罪」について規定した刑法の説明などを行っている。経済発展の権利についてはほとんど言及せず、「社会発展と自然環境の調和をはかるために効果的な手段を追求することは、基本的な人間の権利の一つである」と、総合的な環境保護の努力を主張している。同報告はアメリカ軍による戦争犯罪にも触れているが、戦争による自然破壊は人間の生活権の侵害であったという文脈で語られている限りで、現代戦争についての一般論の域を出るものではない。(14)

この報告が行われた当時は、ソ連・東欧で社会主義体制が崩壊を遂げつつあり、ベトナムの指導者は、この情勢への対応と自らの社会主義の方向づけを模索しつつあった。東欧諸国の民主化の過程で、社会主義体制の非人道性、体制下での人権弾圧についてのイメージが世界的に広がっていたため、ベトナムとしてはそれに巻き込まれず、同諸国とは異なる自国のイメージを強調する必要があったであろう。国連人権委における報告が、敵対的なトーンを避けて

高い理想を掲げ、普遍的な価値を求める内容になっているのも、このような情勢を考慮したものと考えられる。

一九九一年七月の共産党第七回大会は、東欧的な民主化を「ブルジョア民主主義」への後退として否定し、政治的多元化（複数政党制への移行）を退けて共産党の指導性を再確認した。一方、大会決議はベトナムの政治体制が「プロレタリア独裁」であるとする従来の規定を改め、「人民の人民による人民のための国家」という再規定を行った。また、「勤労人民の集団主人権」に代わって「人民の主人権」という概念を適用した。

改正憲法は一九九〇年二月に第一次の草案が作成されていたが、この草案は「はじめて『人権』概念が実定法上の規定として登場した」ことで注目された[15]。九二年に採択された最終草案では、従来の「国家と集団および個人の利益の一致」という文言が削除されており、国家・集団・個人がそれぞれ固有の利益を持つという新たな理念を表している[16]。九二年憲法は、「公民の基本的権利と義務」（第五章）の条項数がこれまでの憲法の中で最も多く、人間の権利に言及した条項は全部で五〇条に及ぶ。このように人間の権利を重視している理由として、法学者は「『人権』を口実に我々の国内問題に干渉し、事実を歪曲し、我々が人権を侵害していると中傷する敵のあらゆる論調をこちらから退けるため」と説明している[17]。

一方、第五章は公民の権利を「政治的、市民的、経済的、文化的、社会的権利」に分類している。この規定を設けたことは、九二年憲法の進歩的な点の一つであると評価されている[18]が、これらの権利は「社会主義制度の特徴に属する」ものとされ、個人の身体的自由などはこの枠内において保障されるという位置づけになっている[19]。その意味で、公民の権利はなお政治的な要求に従って制限され得ると解釈できる。九二年憲法はまた、公民の権利と義務の不可分性についても従来と同じように規定を設けている（第五一条）。

公民の権利に関わる部分で九二年憲法のもう一つの特徴は、国家の経済発展度に一致するように教育費や医療費など福祉に関する規定を「調整」したことにある。八〇年憲法では教育と医療は無料と定められていたが、国家財政の

実情と合わず空文化していた。これらの規定は、「国庫補助金への依存を助長」するものとみなされ、九二年憲法では経済発展の現状に見合うよう改正された。[20] 憲法改正作業で右のような結論が出されたことは、各国はその歴史や経済発展度に応じた人権の基準を持つ、という主張に一つの根拠を与えているといえよう。

このような過程を経て形成された現在のベトナムの人権理念は、国会事務局法律担当グエン・チー・ズンの要約を借りると次のようになる。

①人権問題は民族の神聖な権利である民族独立と切り離して考えることはできない。

②人間の基本的な権利と自由がどこまで擁護され行使されるかは、人々がどこまで自然と社会の主体となり得るかという度合に応じ、民主主義と文化の発展度に応じたものである。また、人々が国家と社会の管理に参与することが保証され、その制度が発展する程度に応じたものである。

③人間の基本的な権利と自由を行使し擁護することは、次のことと密接に結びついている。すなわち、経済・文化・社会政策を効果的に実施すること、すべての生産力を解放し、すべての経済セクターが平等になり、その潜在力が発揮されることである。

④人間の権利を擁護し行使するためには、法治国家を建設し、官僚主義・汚職と闘い、人民が国家と社会の管理をチェックし、審査する制度を効果的にうち立てなければならない。

⑤党・国家と人民の結びつきを強化し、その関係を明確にする。個人と集団と社会の利益の関係を明確に確定する。

⑥人間の権利とは、何よりもまず社会共同体に対する個人の義務と結びついた、公民の権利と自由を意味している。

⑦人間の権利を擁護し行使することは、民主化を推進することだけではなく、人間の権利を侵害する行為を厳し

く罰し、秩序と社会の安全を守り、公民の合法的権益を守ることでもある。

⑧国連憲章および人間の権利に関する各国際協約の原則を尊重するという基礎に立ち、人間の権利の領域で地域的・世界的な国際協力を推進し、反動的・好戦的勢力による「人権外交」に断固として反対する。(21)

ここでは前記(1)～(3)に加えて新たな理念が登場している。すなわち、(4)政治制度・文化など社会の発展度に応じた人権の基準がある、(5)人権擁護の必要条件として経済発展の権利が保証されなければならない、というものである。さらに、人間の権利に違反する者や「反動的・好戦的勢力」に断固として対抗するという意思を確認している。(5)の理念は、経済面でのドイ・モイの経験と、冷戦後の世界で西側諸国への門戸開放を急ぐ国内的要求から必然的に浮上してきたものではあろう。しかし、(4)と(5)の理念は、国家間の経済格差を生み出している国際経済体制の不平等を指摘し、その現状を顧みないまま一元的な「国際的な人権の基準」や「民主化」を押しつける先進諸国に抗議するという意味で、他のアジア諸国と同一歩調をとるものである。

二　ベトナム批判への対応

人権問題をめぐる論評の第二の論点が、ベトナムの人権状況を批判する国外のメディアに対する反論または反批判である。これは、人権問題を口実にベトナムを攻撃し、最終的に社会主義を放棄させることを目論む敵対勢力の「和平演変」に対する批判につながる。一九九二年から九三年にかけて、ベトナムの人権問題で主要な争点となったのは、具体的には次のような点である。すなわち、(1)経済的自由化に対する政治的民主化の遅れ、(2)国内の政治囚の存在、特に旧南ベトナム政府関係者が長期拘留されているという批判、(3)信仰の自由の問題、である。

(1)の問題は政治的多元化についての議論を引き出すことになるが、この点についてベトナムの代表的メディアや知

識人の一致した見解はおおむね次のようなものである。すなわち、諸外国の状況を見ても多党制の国が必ずしも民主的とはいえず、また資本主義国でも人権が守られていない国は多くある、というものである。ベトナムにおける複数政党制の適否については、歴史上、共産党以外の政党が存在した時代があったが、それらは国外の敵に荷担して人民政府の利益に反したという「教訓」がある、と説明されている。『クァンドイ・ニャンザン』紙の論説では、「現在でも、世界には政治的多元化を実現し、多数の党が対立している国々があるが、やはり権力闘争で社会を混乱と長期の内戦状態に陥れている」と述べているが、これは旧ソ連・東欧諸国を政治改革のモデルとしない態度を表わしている[22]。

(2)については、アメリカがベトナムとの国交正常化の条件として提示していた項目の中に、「旧政権関係者の釈放」が含まれていたため、ベトナムの主張は明確だが対応は慎重であった。同国の紙誌は自国を不当に批判しているのがどの国のメディアであるかは特定せず、「海外の反動的ベトナム人亡命者の数グループ」などの呼び方を用いた。そして、それらの勢力が旧サイゴン政権の軍人や公務員・知識人・宗教家などがいまだにベトナム国内で拘留されていると批判していることを、不当な中傷として退けた。『クァンドイ・ニャンザン』紙は、「わが国は、一九七五年四月三〇日以来再教育キャンプに送られていた旧政権の士官や公務員を、九二年四月三〇日までにすべて釈放している」という主張を紙面でくり返した[23]。『ニャンザン』紙の論評は、七五年以来拘留された者が、「流血」の報復を受けているという情報を否定し、「事実はいかなる『流血』もなく、ただ話し合いと和解と調停が行われているだけである」と力説した[24]。

(3)の宗教問題は、五月のフェ事件をきっかけに諸外国の注目を集め、ベトナム指導部はこの問題に最も神経をとがらせることになった。同指導部は、政府が宗教を排斥し宗教活動家を弾圧しているという非難は強く退け、それらは事実の歪曲であり、ベトナムでは「純粋な宗教的目的に従った宗教活動」は全く自由である、という態度を示した。宗教問題で同国を攻撃するのは、「政治的目的や腹黒い個人の陰謀を実現するために宗教を利用する者たち」[25]であると

主張され、彼らは「反対勢力を糾合し、混乱を引き起こして社会の安定と秩序を損ない、（略）法律に違反する活動のために宗教を利用している」という反論が行われた。[26] フェ事件については、各紙は、秩序撹乱を企てた一部の反動分子がベトナム民族の団結と宗教の自由を中傷した違法行為として報道した。[27]

一九九一年の共産党第七回大会で全方位外交路線を確認したハノイ指導部は、かつて敵対していた諸国との関係について、「過去を払拭して未来へ向かう」という言い方を好んで用いていた。それでも、九二年から九三年にかけての人権論議の中では、フランスとアメリカによるベトナム侵略の歴史に言及し、そもそも最大の人権侵害者はこれらの国々ではなかったかという反批判が展開された。[28] 著しく強硬なトーンこそないものの、第三章で紹介するグエン・ティ・ビン論文のように、自国の行為を棚に上げてベトナムの人権問題に干渉する権利があるのかという問いかけが明確である。

敵対勢力の陰謀に関する論議は、「和平演変」への批判につながる。すなわち、民主化や人権の問題を材料にベトナムを攻撃し、人権尊重を援助の条件にすることで内政に干渉し、社会主義体制を覆えそうとする勢力がある、というものである。[29] 欧米の一部のメディアは、「強権的な対外政策」に従って「西洋的価値観」を他国に押しつけようとしている、とベトナム側は非難した。ある論評は、社会主義と民主主義を対立させる視点を否定すると同時に、西洋的価値の押しつけが社会主義の否定につながるという見方を示している。ベトナムを誹謗する勢力は、「彼ら（"ho" または "nguoi ta"）」という字句で表記されたが、「『彼ら』は戦争中に『ベトコン』という蔑称を使った」というような記述から、アメリカもしくは旧サイゴン政権に与した勢力であることを明らかにしている。[30]

しかし、この時期の論説には、「彼ら」という字句の意味をより広範かつ柔軟に保つことで、特定の国家あるいは団体との対決を回避しているものもある。各論説は、裏に政治的な意図を隠しながら人権擁護を唱える勢力があると主張しているが、その勢力については、「植民地主義的な思考の残滓をひきずった諸勢力で、他民族を従え、他民族の

ことに露骨に干渉する野望を捨てきれない勢力である」と説明している。[31]「『彼ら』は自分たちの都合によって人権問題を使い分ける。たとえば、かつてサイゴン政権が行った人権弾圧や、アメリカ軍による化学兵器の使用に対しては、些かも反対の声を上げなかった。かつてはソ連や東欧諸国の汚点を懸命にあばき立てたが、同諸国が社会主義を放棄した後は何も言わなくなった」。[32]このように、アメリカのみならず人権のダブル・スタンダードを用いる諸外国をすべて批判の対象にしている論評もある。

ベトナムの政治体制を覆えそうとする勢力の一翼を担っているのが、「海外亡命ベトナム人の反動的組織」であるとされている。ベトナムの論説は、海外のメディアを利用した越僑の一部のグループによる反ベトナム宣伝を厳しく糾弾した。反動組織として具体的に名が挙げられたのは「ベトナム共和国軍旧戦士総会」のみで、このほかいくつかの組織が宣伝工作を展開し、一般の越僑が帰国して郷里で活動するのを妨害している、と批判された。[33]フエ事件についても、亡命ベトナム人の反動勢力が、同事件をベトナムを中傷するために利用した、という報道が行われた。[34]しかし、ベトナム指導部は越僑資本を経済発展に活用することをねらい、越僑による祖国への投資を促進する法体系や組織を整備していた時期であったため、各論評は越僑一般に対しては好意的であった。帰国してベトナム社会の人道的状況を確かめ、感動しているという幾人かの越僑の談話が新聞に掲載されたこともある。[35]

一方、軍部の論調は相対的に強硬であった。一九九三年五月三日付けの『クァンドイ・ニャンザン』には、ドアン・チュオンの署名で「帝国主義勢力と闘うことは人権を護るための最も積極的な行為である」と主張する論説が掲載された。この論説では、ベトナム人の全員が共産主義者というわけではないが、ベトナムの愛国者はみな「心の中では共産主義者」であると言ってよい、と言明している。[36]六月の世界人権会議が近づくにつれて、他の新聞にも強硬な意見が登場するようになった。『ニャンザン』は、ベトナムが自ら選んだ道を捨てて外国に隷属することが、結局は「人権」擁護実現のモデルとみなされているのだ、と論評した。[37]南部のホー・チ・ミン市で発行されている『サイゴン・

ザイフォン』紙は、「内外の敵」や「帝国主義者・反動主義者」がベトナムの国家主権を制限する口実に人権問題を利用している状況で、ベトナムは世界人権会議に対して「不安と期待」を抱いているが、この不安は「根拠のないものではない」と書いた(38)。

自国の政治情勢の安定度と政権の人道性を証明するものとして、ベトナムでは南北統一以後も政治的な流血事件は起こっていない、という指摘がたびたび登場するが、これは暗に一九八九年の天安門事件や九一年の東ティモールにおける虐殺事件、九二年のバンコクの流血事件などを念頭に置いて自国の安定度とひき較べているものと考えられる(39)。アジア諸国の人権問題については、ベトナムで有識者にインタビューを行うと、フィリピンやインドネシアの人権弾圧に対する率直な批判を聞くことができたが、公式のメディアでは国名を指した批判は控えられ、ASEAN諸国の国内問題への言及は避けられていた。

一方、ベトナムの人権政策の正当性が国際的にも認められている証しとして、特にアメリカ人のベトナムに対する評価がしばしば引用された。『クァンドイ・ニャンザン』は、旧サイゴン政府関係者の釈放や党・政府の民主化について、これらを高く評価するアメリカの外交関係者や知識人の言を掲載した(40)。また、行方不明米兵に対するベトナム側の同情と善意を示し、MIA／POW問題に対する協力策こそベトナム政府の人道性を表わすものだと主張した(41)。このような論法で、アメリカでさえベトナムの正当性を否定できないことを強調し、ベトナムが国際社会の一員として認められていることを印象づけようとしたようである。

以上をまとめると、今回検討した諸論評では、特定の国家を取り上げて攻撃せず、批判の対象を「内外の敵」・「反動分子」・「善意のない一部の西側の人間」・「若干の国外の極端な反動分子」・「国内の過激な個人」など、漠然とした字句で記しているのが一般的である。そして、いずれの論評もASEAN諸国および中国などアジア地域の人権問題は敢えて視野に入れていない。アメリカに対しては、明らかに同国を非難しているとわかる場合でも国名を明記しな

い傾向があり、同国との関係改善への配慮が伺われる。また、国連憲章や国際人権規約などにしばしば言及し、ベトナムが多くの人権に関する国際条約を批准していることを印象づけようとしており、国際社会に参画する全方位外交路線の反映を読み取ることができる。(42)

三　世界人権会議とベトナム

一九九三年三月末から四月にかけて、バンコクでアジア人権会議が開催された。この会議におけるベトナム代表の発言は、他のアジア諸国との共通の立場を明確にしており、一般的でやや抽象的な部分もあった。主要な発言内容は、「人間の権利がどのような形をとり、どのように行使されるかは、各国の歴史や文化、伝統、経済、社会の特色と結びついたものでなければならない」、「他国の内部問題に干渉する計略を許すべきではなく、また人権問題を手段に相手国を束縛したり、援助を出し惜しみすることも許すべきではない」というもので、社会主義国としてのカラーも欧米諸国への非難もなく、東南アジアの地域国家であると同時に外資導入による経済発展をめざす立場を反映している。(43)

しかし、アジア会議が終わりウィーンでの国連世界人権会議を控えた一九九三年五月、ベトナム共産党の政治理論誌『タプチ・コンサン』は、国家副主席グエン・ティ・ビンによる人間の権利についての論文を掲載した。そこで展開された議論は、先進資本主義国に対する社会主義国および発展途上国としての発言と、ベトナム独自の歴史的経験から出た主張を総括した、かなり保守的な色彩のものであった。

副主席は「本当の人間の権利(quyen con nguoi chan chin)」という概念を用いているが、ビン氏の論の前提となっているのは、第一に、本当の人間の権利とは、人類が社会主義に到達して初めて実現する、すなわち社会主義は人権という側面から見ても正しい理念である、という認識である。そして、「多くの社会主義国」で起こった人権侵害の原

因を、社会主義体制ではなく発展の遅れに求めている。同氏によると、経済や科学技術の面で発展が遅れた国では人権を保障するのも困難であり、「多くの社会主義国」では望むように人間の権利を実現できなかったが、それは社会主義制度の欠陥によるものではない、とされる。また、第二の前提として、ベトナム民族にとってはホー・チ・ミン思想の独立と自由こそが最も基本的な人権であるという認識が呈示されている。

先進資本主義国は人権擁護の点で進んでいると認めつつも、ビン副主席は、それが資本主義の高度な生産性や科学技術のみによるものではなく、「労働者階級と民主勢力のたゆまざる闘争」の成果でもある、という見方をとった。しかし、そうして実現した資本主義諸国の「人権」とは、「個人の自由を絶対化し、人間個人を社会から切り離し、権利を義務から切り離すものである」このような「人権」は明らかに一面的、形式的で実情に合ったものではない、と批判している。

副主席は、先進国の人権侵害の例としてフランスとアメリカを取り上げており、そこにはベトナムを侵略した国としての両国の位置づけが表われている。そして、非西洋世界を侵略し植民地化した西洋諸国が、旧植民地諸国に対して人権について要求する資格があるのか、という問いかけを示している。人権問題を援助の条件として利用すべきではないという主張では、副主席の見解は保守的論調の急先鋒に立つものである。アメリカについては、同国は発展の権利を人間の権利と考えず、世界を自分の基準に従わせようとし、ＭＩＡ／ＰＯＷ問題を口実にベトナムへの経済制裁を長引かせている、と糾弾している。(44)

ビン副主席はさらに、「資本主義者は、特に帝国主義者や覇権主義者に転化し、全世界を統治する野望を抱いた時に、人権を侵害する最大の輩となるのである」と述べているが、従来「帝国主義」はアメリカを、「覇権主義」は中国を指す文言である。ビン氏の外交分野での活動は、近年は専ら諸外国との儀礼的な行事が中心で、政策決定の実務に決定的な影響力はないと考えられる。しかも既に中国との国交正常化が実現し、アメリカとの間でも関係回復への展望が

開けつつあった時期に、党の理論誌が右のような論説を中心に掲げたことの意味は何であろうか。グエン・ティ・ビン論文を補足する形で同時に掲載された法律学者ホアン・ヴァン・ハオとチュー・ホン・タイン共著の論文と併せて考察すると、この時期の党指導部の人権に関する理念が未成熟で、内部で十分な議論がなされていなかったことが推察される。

ホー・チ・ミン国家政治学アカデミーの法律研究者であるハオとタインの両氏は、「人間の権利(quyen con nguoi)」と「公民権(quyen cong dan)」の二つの概念について論じている。すなわち、人権には集団の権利が中心となる「人間の権利」と、個人の権利に比重を置いた「公民権」とがあるが、個人の権利とは「ふつう幻想に終わるもので、この観念を持っている人間は政治的に利用されやすく、扇動にのりやすい」と結論されている。つまり、西洋的な意味に近い人権がここでは否定的に評価されているのである。

ハオ／タイン論文では、公民権とは資本主義社会で出現し、広く運用されてきたものであり、ブルジョワ革命の産物と認識されている。一九八九年以降に東欧諸国で起こった民主化運動に対して、ベトナムは同諸国の民主主義はブルジョワ民主主義であると非難した。したがってこの論者たちは、公民権という意味での人権はベトナムの社会主義建設路線とは相容れないと言明していることになる。人間の権利と公民権それぞれの概念については、後にハオとタインの両氏を中心にアカデミーの中で理論研究が行われたが、右の論文の時点ではまだ成熟した理論展開には至らない。

同論文はさらに、人類は人権に関して三つの歴史的段階を経てきたという「人権の三段階(ba the he)」論を示した。それによると、第一の段階は「ブルジョワ革命と結びついており、個人の諸権利、とくに市民的・政治的な個人の諸権利と、人間の自由平等を肯定するもの」である。第二段階は、「ロシア一〇月革命と結びついており、経済・社会的諸権利や基本的な民族の諸権利、民族自決権、諸民族の平等などを包含している」、第三は「第二次大戦後、特にこの

数十年間の世界的な生活の変化と結びついており、発展途上国の台頭と結びついている。この段階では、人間の権利は新しい内容を含んでいる。すなわち、経済発展や情報を享受し、平和な生活を享受し、汚染のない健康的な環境の生活を享受する権利、そして社会の中のさまざまな集団の権利などである」[45]。この「人権の三段階」論によって、この論文は「マルクス・レーニン主義とホー・チ・ミン思想」を党の基本理念と規定した第七回党大会決議に沿った人権史観の構築を試みた。

しかし、六月にウィーンで開催された第二回世界人権会議におけるベトナム政府代表の発言は、右のような党の論調と較べてはるかに柔軟であった。レ・マイ外務次官が行った演説の中心は、自国と「南」の国々の利益を代弁したものであるが、先進工業国に対する批判は行われなかった。そして、「人権は経済・社会の発展度と切り離せないものであるが、同時にその発展度に完全に従って行くものでもない」と述べ、人権の普遍的な価値と各国の特殊状況に応じた人権基準の双方を等しく認める立場を呈示した。「人権とは、弁証法的な相関関係の中で互いに密接に結びついた諸々の権利の総体である。それは個人の権利であり、民族と共同体の権利であり、政治的・市民的権利、経済・文化・社会的権利、そして社会に対する義務を負った個人の権利である」というマイ次官の言葉は、前章に引いた軍部の発言や、本章で紹介した党の主張と比してかなり妥協的かつ現実的な態度と言えよう。この演説からは、全体として人権問題への関心の強さを印象づけ、同問題での国際協力の意思を示すことで自国のイメージを改善しようという外交努力が伺える[46]。

一方、ウィーン会議に際し、『ニャンザン』は人権問題に関する欧米諸国の影響力の限界を物語るような報道をした。六月二一日の同紙では、ドイツやフランスでは外国人排斥事件がもち上がっており、人権に関するイメージが以前ほど明確ではく、人権問題に対するヨーロッパ諸国の影響力は以前ほど強くない、という記事を世論として掲載した[47]。また、会議の場でアメリカとオーストラリアが、マレーシアとその他一〇カ国の代表が会議の宣言発表を妨害したと

いう中傷を行い、謝罪を要求されたという記事も掲載した。[48] このように、政府レベルで国際会議場における協調的な外交努力がなされる一方で、党機関紙では欧米への反感を示した報道が行われていた。

レ・マイ次官は、帰国後の記者会見でウィーン会議の意義について次のように評価した。すなわち、第一回世界人権会議は冷戦さなかの一九六八年に開催されたが、今回の会議は冷戦の終結後に行われた。したがって対話と協力の時代に入っていたものの、政治・思想的な面でなおも激しい対立が続いていた。しかし、この会議では予想していたような南北間の対立はなく、先進資本主義諸国は発展途上国の立場を支持した、と述べている。

ウィーン会議で明確になった論点の中から、同次官は以下のようにまとめた。第一に、民族独立、国家主権、民族自決権と人権の普遍性とをめぐる問題で、超越的な人権の普遍性と各民族の人権理念の特殊性をどう考えるか、という論点だが、結局、この両者は対立するものではなく相互補完的なものである、という「第三の意見」をベトナムも支持した。会議は最終的に「人権とは国家の問題であり、その国家の対応に任せるべきものであるが、同時にまた国際協力の領域に属する問題でもある」と結論した。

第二に、富が一部の国々に遍在している以上、諸民族の経済発展の権利が基本的人権とみなされなければならない、という論点であるが、これについては「アメリカ代表も含めて」全員の意見が一致した、とマイ次官は報告した。「とはいえ、発展途上国は市民的・政治的権利を軽視するものではない。したがって、会議の宣言では市民的・政治的権利と経済的・社会的権利は切り離すことはできず、どちらも尊重されなければならないことを強調している」と、同次官は南北双方の主張を認める姿勢を維持した。

以上のように、アジア人権会議でアジアの一員としての立場を明示したベトナムは、世界人権会議では国際社会の一員として欧米諸国との対立を避けた。しかし、国内では国家と党、そして軍指導部の間で、西洋的人権理念やウィーン会議への認識にくい違いが見られた。

おわりに

ここで検討した人権問題や民主化に対する論調や国際会議における発言には、ベトナムが置かれた複雑な国際的立場が投影されている。第一に、これらの問題を西洋と非西洋の対立という枠組みでみた場合、非西洋世界の一国としてのベトナムの立場である。ベトナムは、アジア諸国内部の人権問題については「内政不干渉」の姿勢をとり、アジア人権会議では地域国家としての立場を強く印象づけた。すなわち、地域諸国に対しては、人権理念をめぐる西洋と東洋の対立という環境を、アジアの一員であることを強調するために利用したことになる。

第二は、社会主義国としての立場である。「新思考外交」に転換する以前のハノイ指導部は、階級闘争史観に基づき、「社会主義陣営」と「帝国主義陣営」の対決という構図で世界を見渡してきた。外交路線の転換後も、基本的にこの陣営の概念自体は存続し、ソ連邦の消滅後は「社会主義陣営」は「社会主義勢力」に置き換えられている。本稿第二章で取り上げた諸論説からも明らかなように、人権をめぐる国際的論争も、「社会主義・進歩的民主勢力」と「資本主義・帝国主義・反動勢力」の力関係という枠組みで理解されている。「新思考外交」に転換する一九八八年以前は、「社会主義陣営」が優位に立って「帝国主義陣営」に積極的な攻勢をかけるという世界観が基本になっていた。しかし、ソ連邦の消滅後は、帝国主義側が残った社会主義国を排除しようとしており、人権問題もその目的に利用されている、という認識が公にされている。[49] したがって、ベトナムの人権や民主化の状況に対する欧米諸国の批判は、最終的には政治的多元化を強要し、社会主義体制を放棄させようとする陰謀（和平演変）である、という反批判が登場することになる。

しかし、外資導入を経済発展の足がかりとするベトナムとしては、人権問題で自国のイメージを悪化させることは避けなければならない。そのため、ベトナムを誹謗・中傷しているのはあくまで一部の「反共分子」や「亡命越僑の

反動的団体」であるとして、敵対者を限定し、人権問題での資本主義国との国際協力には積極的な姿勢を示した。党内および軍指導者からはグエン・ティ・ビン論文に代表されるような強硬な論調が発表されたが、世界人権会議のような国際場裡では、西洋諸国と非西洋諸国の主張を共に認めた「第三の見解」を支持し、強調的な態度を維持した。

個別の対外関係について考察するならば、まずアメリカに対しては、国交正常化を急ぐ要求から名指しの強硬な非難は抑えられた。しかし、MIA／POW問題で「人道的」な協力を続けているにもかかわらず、経済制裁の解除は一九九三年中はベトナム側が期待するほどには進んでいなかった。「人権擁護や民主化を経済援助の条件として政治的に利用する勢力」に対するベトナムの非難には、ワシントン政府に対する苛立ちが表われている。

旧ソ連・東欧諸国についてみれば、ベトナムは同諸国の政治変革をブルジョア民主主義への退行と位置づけており、ブルジョア民主主義的な意味での人権理念も否定している。各論説では、経済・社会・文化的権利に関する国連規約にロシア一〇月革命が影響を与えたという見解や[50]、国連人権宣言にソ連代表が民族自決権を盛り込むよう提案したという指摘が登場するが[51]、ここからも明らかなように、ベトナムが認めているのは、人権に対するロシア革命の意義とソ連邦時代の貢献のみである。

中国やASEAN諸国については、国内で現実にさまざまな人権弾圧の例があるが、ベトナムはこれらの「国内問題」に敢えて言及せず、むしろ同じ非西洋の価値観を共有する国として同諸国の主張に共感を示した。本稿で扱った時期にはマレーシアやインドネシアの主張が新聞紙面上に取り上げられることが多かった[52]。中国との対立を回避しつつASEAN諸国に接近をはかる外交上のねらいを明確に反映している。ただし、第二章で指摘したように、社会主義ベトナムでは政治問題で流血事件が起きたことはない、という論調には、近隣のアジア各国と比較して、政治的安定についてはベトナムの方がよほど成功しているという主張がある。

ベトナムは今後も指導された「社会主義的民主主義」の道を求めて行くであろう。しかし、経済面での自由化が拡

大し、諸外国との関係が改善するにつれ、一党支配に不満をもち政治的な民主化と人権擁護を求める声が強まるのは避けられない展開であろう。

（1）黒柳米司「『人権外交』対『ェイジアン・ウェイ』――軟着陸を求めて」（『国際問題』一九九五年五月号）。
（2）Do Muoi, "Thoi cuoc Hien nay va Nhiem vu cua Chung ta", *Tap Chi Cong San,* so 8-1992.
（3）アムネスティ・インターナショナル資料、ASA 41/01/93, 一九九三年一月。
（4）*Far Eastern Economic Review,* February, 25, 1993.
（5）ASA, 41/WU 01/93.
（6）*Bao Ba Rıa-Vung Tau,* 13-7-1993.
（7）Nguyen Chi Dung, "Viet Nam voi Van de Quyen con nguoi", Nguyen Cuu Viet, "Phap luat Viet Nam va Van de Quyen con nguoi", Truong Dai hoc Tong hop Ha Noi-Khoa Luat-, *Viet Nam; voi Cong uoc Quoc te ve Quyen Con nguoi,* Nha Xuat Ban Su That, 1992.
（8）鮎京正訓『ベトナム憲法史』、日本評論社、一九九三年、八四頁。
（9）*Pham Van Dong; Selected Writings,* Foreign Languages Publishing House, Hanoi, 1977, pp. 154-155.
（10）*Dang Cong san Viet-nam, Nghi quyet Dai hoi dai bieu Toan quoc lan thu IV,* Nha Xuat Ban Su That, Ha Noi, 1977, p. 16.
（11）ibid. p. 18.
（12）ibid. pp. 21-22.
（13）Uy ban Khoa hoc Xa hoi Viet Nam, Vien Luat hoc, *Hien phap Nuoc Cong hoa Xa hoi Chu nghia Viet Nam (Binh luan) tap II,* Nha Xuat Ban Khoa Hoc Xa hoi, Ha Noi, 1985, p. 443.
（14）Ngo Ba Thanh, "Quyen Con nguoi trong Cong cuoc Doi moi o Viet Nam", Truong Dai Hoc Tong Hop Ha Noi-Khoa Luat-, *Viet Nam; voi Cong uoc Quoc te Quyen Con nguoi,* Nha Xuat Ban Su That, Ha Noi, 1992.
（15）鮎京、前掲書、一四一頁。
（16）*Hien phap Nuoc Cong hoa Xa hoi Chu nghia Viet Nam nam 1992,* Nha Xuat Ban Phap Ly-Nha Xuat Ban Su

That, Ha Noi, 1992.

(17) Phung Van Tuu, "Quyen va Nghia vu Co ban cua Cong dan", *Binh luan Khoa hoc Hien phap 1992,* Nha Xuat Ban Su That, Ha Noi, 1992.

(18) Nguyen Cuu Viet, op. cit.

(19) ibid.

(20) ibid.

(21) Nguyen Chi Dung, op. cit., *Nhung Van de Ly luan cua Chu nghia Xa hoi o Viet Nam,* tap IV, (Chu nghia Xa hoi va Nhan quyen), Nha Xuat Ban Su That, Ha Noi, 1990.

(22) Ly Hoa, "Dan chu cua Ta khong Ap dat cua Nguoi", *Quan Doi Nhan Dan,* 6-5-1993.

(23) Ly Hoa, "Mot Chinh sach Nhan dao, vi Con nguoi", *QDND,* 12-4-1993, Doan Chuong, "Dan chu va Nhan quyen", *QDND,* 3-5-1993., op. cit.

(24) Nguyen Phu Trong, "Nhan quyen-dao ly Viet Nam", *Nhan Dan,* 14-5-1993. なお，ND 9-6-1993 には「再教育キャンプ」訪問のルポルタージュも掲載されている。

(25) Dinh The Huynh, "Nhung nguoi co Thinh Thoi phong Van de Nhan quyen o Viet Nam nham Muc dich gi?", *ND,* 2-6-1992. 同じ記事は *Sai Gon Giai Phong,* 10-6-1993 にも掲載されている。

(26) Tran Duy Huong, "Quyen Con nguoi va cai goi la 'Quyen Con nguoi'", *ND,* 10-6-1993.

(27) *ND,* 7-6-1993, *QDND,* 4-6, 7-6, 11-6-1993. *SGGP,* 10-6-1993. など。

(28) Nguyen Lan, "Ai khong Ton trong Nhan quyen?", *ND,* 9-6-1993, Duc Luong, Nhan quyen va su Trung phat", *ND,* 11-6-1993.

(29) Doan Chuong, Dinh The Huynh, Ly Hoa, Tran Duy Huong, op. cit., Hoang Van Hao, "Phan dau Xay dung Nha nuoc Phap quyen cua dan, vi dan, tao Co so Phap ly cho viec Bao ve Quyen Con nguoi o Viet Nam", *ND,* 7-6-1993, Tan Tao, "Nhan dip Hoi nghi Nhan quyen The gioi: Nhan quyen khong phai la 'Dien bien Hoa binh'", *SGGP,* 12-6-1993, Vu Huu Ngoan, "Tu do Chinh tri trong Nhan quyen", *ND,* 8-6-1993 (同じ論説は *SGGP,* 11-6-1993 にも掲載されている)， Nguyen Khac Duc, "Doi thoai ve Nhan quyen", SGGP, 22-6-1993, Thai Ninh,

"Noi luc cua Nhan quyen", *ND,* 28-6-1993 など。

(30) Doan Chuong, op. cit.

(31) Dinh The Huyenh, op. cit.

(32) Vu Huu Ngoan, op. cit.

(33) Dinh The Huynh, op. cit.

(34) Nguyen Khac Duc, op. cit.

(35) Ly Hoa, "Mot Chinh sach Nhan dao,...".

(36) Doan Chuong, op. cit.

(37) Vu Huu Ngoan, op. cit.

(38) Tan Tao, op. cit.

(39) Ly Hoa "Mot Chinh sach Nhan dao,...".

(40) Ly Hoa, "Mot Chinh sach Nhan dao,...", "Dan chu cua Ta...".

(41) Nguyen Phu Trong, op. cit.

(42) Thuan Thanh, "Quyen Con nguoi Bao gom Quyen Dan chu ve Chinh tri va Quyen duoc Phat trien Tu do, Hai hoa", *ND,* 3-6-1993, Dinh The Huynh, Vu Huu Ngoan, Tran Duy Huong, op. cit. など。

(43) *QDND,* 6-4-1993, *ND,* 8-4-1993.

(44) Nguyen Thi Binh, "Ban ve Quyen Con nguoi", *TCCS,* so-5, 1993.

(45) Hoang Van Hao, "Quyen Con nguoi va Quyen Con dan", *TCCS,* so-5, 1993.

(46) *ND,* 18-6-1993.

(47) *ND,* 21-6-1993.

(48) *ND,* 23-6-1993.

(49) Nguyen Chi Dung, "Viet Nam voi Van de...".

(50) Phung Van Tuu, op. cit.

(51) Nguyen Chi Dung, "Vai net ve...".

(52) 世界人権会議でのマイ次官演説(*ND*, 18-6-1993)など。なお、後にベトナムはリー・クァン・ユー・シンガポール上級相のアジア的人権論を支持するようになる。